

# 後期高齢者医療の「保険料額決定通知書」を7月中旬に送付します。

平成25年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。保険料の納め方については、通知書の「期別保険料額」をご覧ください。(昨年度と税率は変更ありません)

# 平成25年度の国民健康保険税、介護保険料の「決定通知書」を7月中旬に送付します。

(国保・介護とも昨年度と税率の変更はありません。)

※保険税(料)の納め方については、各通知書でご確認ください。

【問い合わせ】杵築市役所・税務課(本庁舎) 0978-62-3131

## ▼国民健康保険税の税額表

区分	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分 (40~65歳未満)
所得割額	課税所得金額×10%	課税所得金額×2.7%	課税所得金額×2.2%
均等割額	24,000円 (被保険者1人につき)	6,500円 (被保険者1人につき)	8,500円 (被保険者1人につき)
平等割額	22,000円 (1世帯につき)	5,500円 (1世帯につき)	5,500円 (1世帯につき)
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

- 介護保険の保険料額につきましては、送付します介護保険の決定通知書でご確認ください。
- 「課税限度額」とは、年間にかかる最高額のことです。
- 課税所得金額とは、前年中の総所得金額から33万円(基礎控除額)を差し引いた金額のことです。
- 国民健康保険の年税額は、①と②を合算した額(介護保険分該当の場合は③も含む)です。

「後期高齢者医療保険料額決定通知書(期別保険料額)」例  
※表示の保険料額は個人によって異なります。

後期高齢者医療保険料額特別徴収開始通知書 から特別徴収しますので通知します。 期別保険料額	後期高齢者医療保険料額決定通知書(期別保険料額)		
	納期・月 (普徳・特徴)	変更前の保険料額 普通徴収 特別徴収	変更後の保険料額 普通徴収 特別徴収
100 円	4月 5月 6月	2,300 2,300 2,300	2,300 2,300 2,300
100 円	7月 8月 9月	***** ***** *****	***** ***** *****
	10月 11月 12月	***** ***** *****	***** ***** *****
	1月 2月 3月	***** ***** *****	***** ***** *****
	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** *****	***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** ***** *****
	計 合計額 差引増減額 印をします。10月以降の保険料合計額は、年間保険料額から 保険料の合計額を差し引いた額になります。	6,900 (7) (4) - (7)	14,100 14,100 *****

- 普通徴収額 この欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 特別徴収額 この欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。

## ▼「折りたたみ式」です。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成26年7月31日
被保険者番号 00000000
住所 大分県杵築市0000000000
氏名 築田香子
生年月日 昭和00年00月00日 性別 女
資格取得年月日 平成00年00月00日
発効期日 平成00年00月00日
交付年月日 平成00年00月00日
一部負担金の割合 ○割
保険者番号 0000000000
保険者名 大分県後期高齢者医療広域連合

見本

注意事項
1=====
2=====
3=====

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この保険証を返還していただくことがあります。

## 25年度限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます。

● 現在の緑色の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。

● 8月以降は新しい保険証を使つください。

● 新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日です。

● 「一部負担金の割合」は、平成24年中の所得に基づいて判定されています。

● 保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。

- 認定証は、入院をする際に必要となります。また、現在発行している認定証は、7月31日が有効期限です。引き続き必要になる人は、申請をしてください。
- 対象となる被保険者：平成25年度住民税非課税世帯に属する人。
- 証②印鑑③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書(領収書等)

お問い合わせ  
大分県後期高齢者医療広域連合  
電話：097-534-1771

申請窓口  
市民課国保年金係(電話) 0978-62-3131  
山香振興課(電話) 0977-75-1111  
大田振興課(電話) 0978-52-2222

## 市税等の徴収・滞納処分を強化します

昨年に引き続き市税等の徴収強化対策として、次のような取組みを実施します。

▼大分県税事務所特別滞納整理室から徴収職員が派遣され、市税等の徴収及び滞納処分を強化します。

※杵築市では、自主財源の確保及び納税者間の負担の公平性を確保するため、特別滞納整理室の指導・助言を仰ぎ、悪質滞納者の滞納処分を強化します。

※滞納処分とは、国税徴収法等に基づき財産等の差押えなどをを行う事です。差押えに係る(家宅)捜索や差押え財産の売却については司法(裁判所)の許可なく市の判断で行う事ができます。(一般私債権については裁判所の許可が必要です。)

※差押える財産とは、不動産、給料、預貯金、動産、賃貸料、売掛金、生命保険金など様々なものがあります。

※悪質滞納者とは、市税等を納付する能力(預貯金や財産など)を有しているにも関わらず納付しない滞納者、又は納付意思や納税に誠意のない滞納者の事です。

※徴税吏員に任命された職員が行う差押えや捜索、それに関連する質問や調査を妨害した場合は法律により处罚されます。

市税等の滞納はルール違反です。  
納期内の納付をお願いします。